

【天然記念物「奈良のシカ」賠償責任保険について】

野生動物とは言え、「奈良のシカ」の生息地のほとんどが奈良県の管理する奈良公園である以上、今後重大な人身事故が発生した場合、公園管理者の責任が最も最重視される。このため、今後賠償責任が認められる事案が発生した場合に備え、奈良県・奈良市・春日大社を被保険者として、施設賠償責任保険に加入している。

《内容》

- 保険期間 平成 28 年 7 月 12 日午後 4 時から平成 29 年 7 月 12 日午後 4 時まで
- 被保険者および対象施設

- (1) 被保険者 奈良県、奈良市、春日大社
- (2) 対象施設

① 奈良公園およびその周辺に生息するシカが、別図に示す地域内（※）で一般市民（観光客を含む）の身体に損害を与え、かつ、被害者から被保険者に対して日本の裁判所に提起された損害賠償金の支払いを求める訴訟（裁判上の調停、仲裁、和解を含む）により決定された法律上の損害賠償責任を負うことによって生じる損害を補償する。

※奈良公園平坦部および東大寺、興福寺、春日大社等の寺社敷地等約 202h a をいう

② 上記①のシカが別図地域外で一般市民（観光客を含む）の身体に損害を与え、かつ、被害者から被保険者に対して日本の裁判所に提起された損害賠償金の支払いを求める訴訟（裁判上の調停、仲裁、和解を含む）により決定された法律上の損害賠償責任を負うことによって生じる損害が発生した場合、距離的、時間的に見て別図 1 内と連続すると社内通念上認められるときは①に準じて補償する。

③ 被害者から日本の裁判所に①②に該当するとして損害賠償請求訴訟を提起された場合に奈良県が支出する訴訟対応費用を補償する。なお、訴訟対応費用には普通保険約款に規定される訴訟費用のほか被保険者の超過勤務手当・交通費・宿泊費・臨時雇用費用・増設コピー機のリース費用、事故の再現実験費用、学部機関に委託して行う事故の再現実験費用、事故原因調査費用、意見書・鑑定書作成依頼のために必要な費用、相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のための費用等その額及び用途が社会通念上妥当なものを指す。

- 保険金額 身体賠償 1 名につき 1 億円  
1 事故につき 1 0 億円  
(免責金額 0 円)
- 訴訟対応費用 1 事故・保険期間中につき 1, 0 0 0 万円

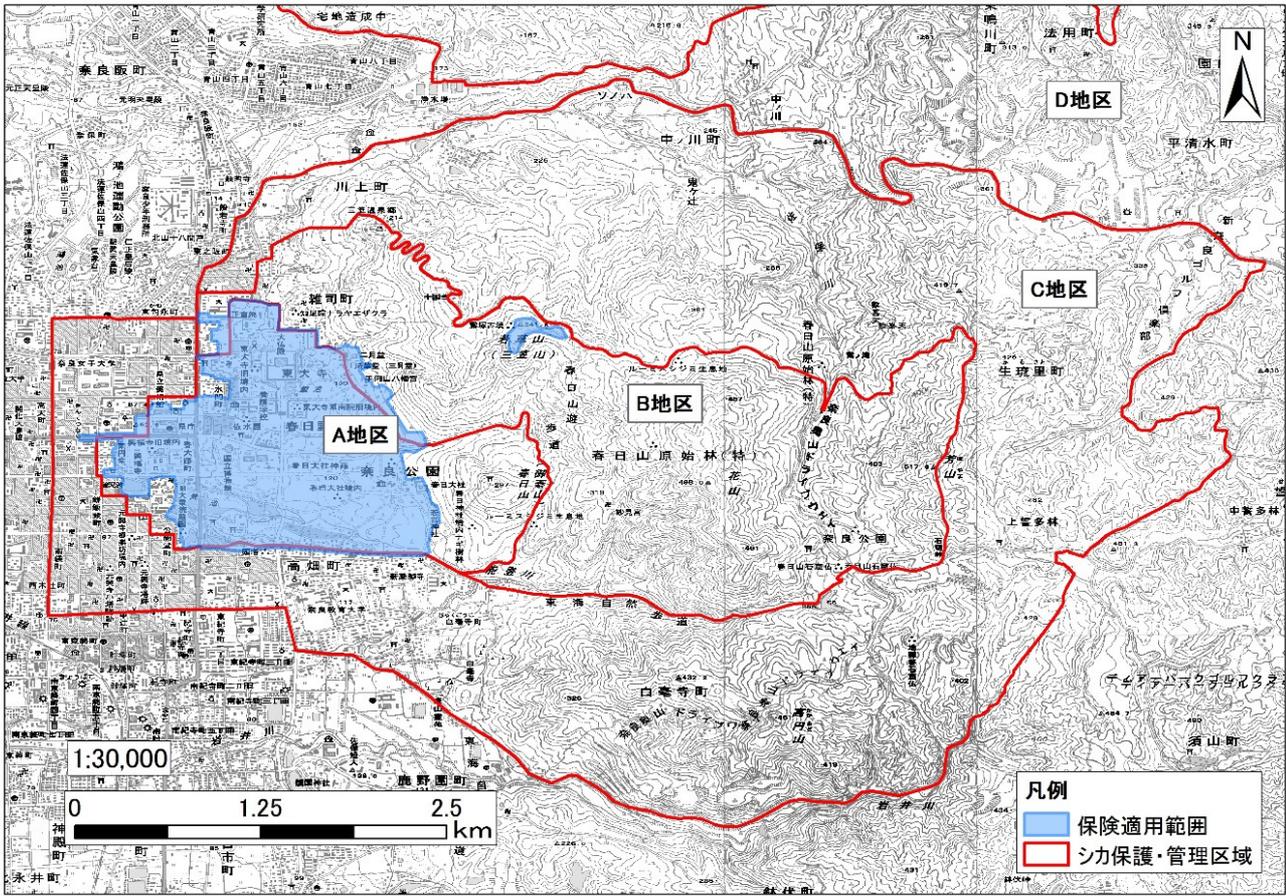


図 施設賠償責任保険適用地域